

# 屋 外 広 告 業

## 登 録 制 度 の 手 引 き

(青森県屋外広告物条例)

**【登録申請書提出先（問い合わせ先）】**

県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ

〒 030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

電 話 017-734-9681

FAX 017-734-8196

青森県 県土整備部 都市計画課

# 目 次

## 登録制度の概要 . . . . . P 2

- 1 登録制度の導入
- 2 屋外広告業とは
- 3 登録制度のポイント

## 登録申請手続等 . . . . . P 7

- 1 登録手続等の流れ
- 2 登録申請に必要な書類
- 3 業務主任者の選任
- 4 申請に係る審査等

## 登録後の義務の履行 . . . . . P 11

- 1 標識の掲示
- 2 帳簿の備付け及び保存
- 3 業務主任者の業務の遂行
- 4 登録事項の変更の届出
- 5 廃業等の届出

## 申請書類等の記入要領及び記入例 . . . . . P 14

記入要領

記入例

- ・屋外広告業登録申請書（法人の場合、個人の場合）
- ・屋外広告業登録事項変更届出書（法人の場合、個人の場合）

## 屋外広告業登録に係る様式集 . . . . . P 23

屋外広告業登録申請書（第12号様式）

誓約書（第13号様式）

屋外広告業登録事項変更届出書（第15号様式）

屋外広告業廃業等届出書（第16号様式）

屋外広告業務主任者資格認定申請書（第17号様式）

屋外広告業者登録票（第19号様式）

帳簿（第20号様式）

## 条例・規則（業登録関係部分抜粋） . . . . . P 32

# 登録制度の概要

## 1 登録制度の導入

平成16年の屋外広告物法の改正により、屋外広告業の届出制度が登録制度に改められました。

屋外広告物法が登録制度を導入した趣旨は、近年、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティを課すことができるようにすること等により、不良業者の排除と良質な業者の育成を図るとともに、屋外広告業者の実態をよりの確に把握し、その指導・育成を図るといったものです。

本県では、この法改正の趣旨に則り、平成18年4月1日から屋外広告業の登録制度を導入することとし、「青森県屋外広告物条例」及び「青森県屋外広告物条例施行規則」を改正しました。

これにより、

**青森県内で屋外広告業を営むためには、県内に営業所があるかどうかにかかわらず、事前に知事の登録を受けることが必要となります。**

## 2 屋外広告業とは

「屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。」（屋外広告物法第2条第2項）と定められており、広告物の広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

元請け、下請けといった立場の違いは問いませんが、広告物の表示等に関する工事を業として請け負わない広告代理業や単に広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実には、広告物の表示等を行わないものは、屋外広告業に該当しません。

### 3 登録制度のポイント

従来の届出制度と比較し、登録制度の特徴となるポイントは以下のとおりです。  
(以下、「条例」とは、「青森県屋外広告物条例」、規則とは、「青森県屋外広告物条例施行規則」をいう。)

なお、登録申請の方法等については、P7「登録申請手続等」をご覧ください。

#### (1) 屋外広告業の登録及び登録の有効期間（条例第27条）

青森県の区域内において、屋外広告業の営業を行おうとする者は、県内に営業所があるかどうかを問わず、知事の登録を受けなければなりません。

登録の有効期間は5年で、引き続き営業を行う場合には、更新の登録を受けなければなりません。

#### (2) 登録の申請（条例第28条、規則第13条）→【P7 登録申請手続等】参照

屋外広告業の登録を受けるためには、知事に申請書を提出し、登録の拒否事由に該当しない旨の誓約書等必要な書類を添付する必要があります。

#### (3) 登録の拒否（登録要件）（条例第30条）→【P10 申請に係る審査等】参照

登録申請者が、登録の拒否事由に該当するとき、又は登録申請書やその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を受けることができません。

#### (4) 登録の抹消（条例第33条）

次に掲げる場合に該当したとき、又は行政処分により登録が取り消された場合には、屋外広告業の登録が抹消されます。

#### 【登録の失効事由】（条例第32条第2項）

次の場合には、登録の効力はなくなります。

- ① 更新の登録を受けずに、登録の有効期間（5年間）が経過した場合
- ② 廃業等の届出事由に該当するに至った場合（廃業等の届出の有無にかかわらず）
  - ア 死亡した場合
  - イ 法人が合併により消滅した場合
  - ウ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合
  - エ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
  - オ 青森県内における屋外広告業を廃止した場合

(5) 業務主任者の設置（条例第35条第1項、規則第18条）→【P9 業務主任者の選任】参照

営業所ごとに、一定の資格を持つ業務主任者を選任しなければなりません。  
これは、登録の要件の一つとなっています。

(6) 監督処分（登録の取消し又は営業の停止）（条例第39条）

屋外広告業者が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

【監督処分の事由（このいずれかに該当する場合）】

- ① 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- ② 屋外広告業の登録を取消された法人において、登録申請者が、処分日前30日以内にその役員であり、かつ、その処分日から2年を経過していない者となったとき
- ③ 登録申請者が、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者となったとき（本県の条例に限らず、他の自治体の条例に違反した場合も含まれる。）
- ④ 登録申請者が未成年者の場合で、法定代理人が以下に該当したとき
  - ア 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しないとき
  - イ 屋外広告業の登録を取消された法人において、処分日前30日以内にその役員であり、かつ、その処分日から2年を経過しないとき
  - ウ 営業停止を命ぜられ、その停止期間が経過しないとき
  - エ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき
- ⑤ 法人の場合で、役員が④のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき
- ⑥ 営業所ごとに業務主任者を選任していない状況に至ったとき
- ⑦ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更の届出をしたとき
- ⑧ 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき

(7) 登録簿及び監督処分簿の閲覧（条例第 34 条、規則第 17 条及び条例第 40 条、規則第 21 条）

「屋外広告業者登録簿」及び「屋外広告業者監督処分簿」を、青森県県土整備部都市計画課内で閲覧することができます。

- |  |
|--|
| ① 閲覧できる日、時間  |
| ア 閲覧できる日は、開庁日です。（土日、祝日以外の日）                            |
| イ 閲覧できる時間は、午前8時30分から午後5時までです。                          |
| ② 閲覧者の遵守事項   |
| ア 閲覧者は、係員が指定する場所で閲覧し、登録簿・監督処分簿を閲覧所（都市計画課内）の外に持ち出さないこと。 |
| イ 閲覧者は、登録簿・監督処分簿を汚したり、破いたりしないこと。                       |
| ③ 閲覧の禁止  |
| 上記②の遵守事項に違反したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧を禁止することがあります。  |

(8) 報告徴収及び立入検査等（条例第 42 条）

屋外広告物条例の施行に必要な限度で、屋外広告業の業務に関する報告をさせたり、職員が、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類等の検査、関係者への質問を行うことがあります。

(9) 登録制度導入に伴う罰則（条例第 46 条、第 48 条～第 51 条）

屋外広告業の登録に関する義務違反に対しては、次の罰則が適用されます。

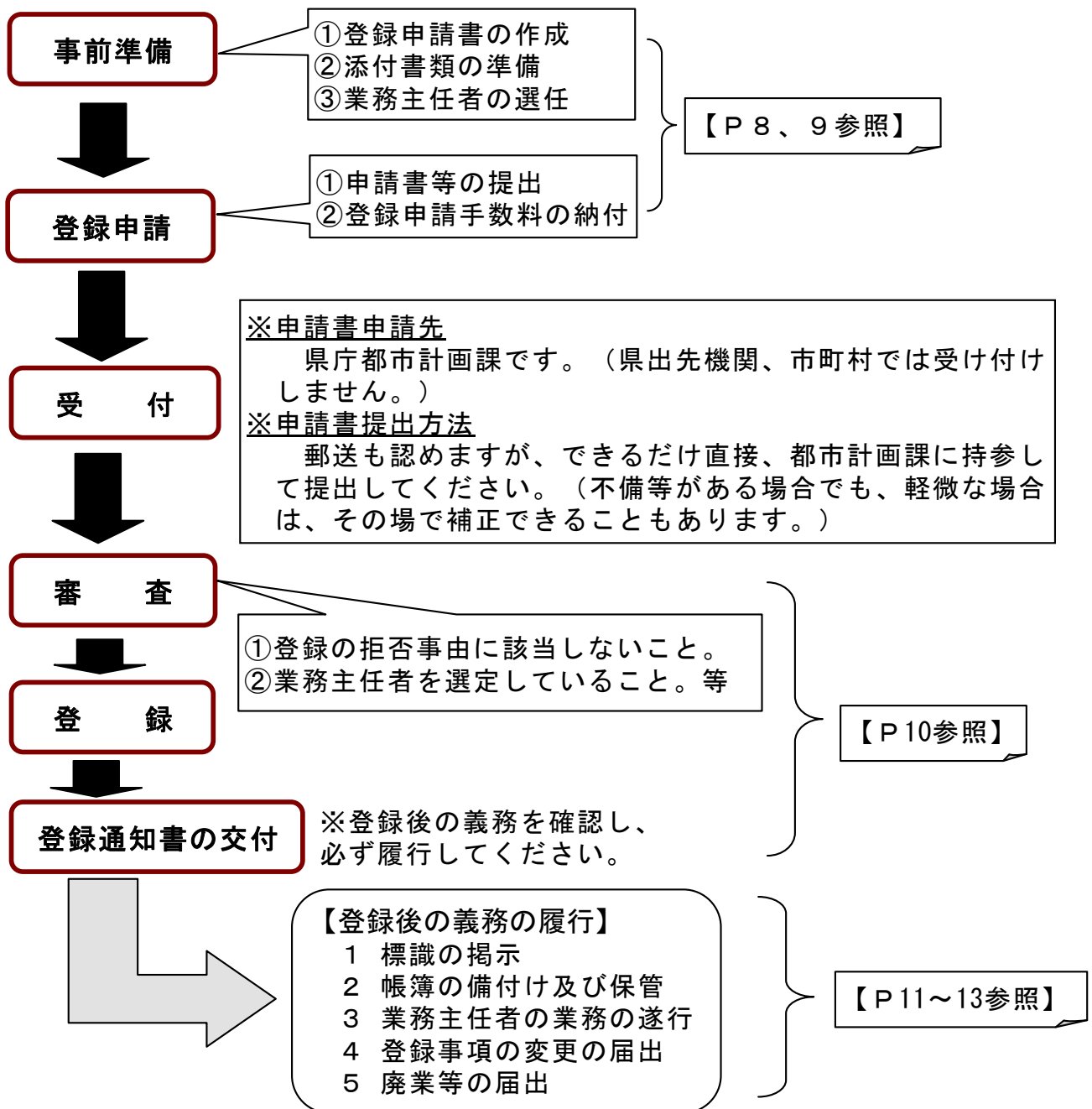
違反行為	罰則内容
登録を受けないで屋外広告業を営んだ者	1 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金
不正の手段によって登録(登録の更新)を受けた者	
営業の停止の命令に違反した者	
登録事項変更の届出をせず、又は虚偽の変更届出をした者	30 万円以下の罰金
業務主任者を選任しなかった者	
報告をせず、検査を拒み、質問に答弁しなかった等の者	20 万円以下の罰金
廃業又は廃止の届出をしなかった者	5 万円以下の過料
標識を掲げない者	
帳簿を備えない等の者	

# 登録申請手続等

登録を受けるためには、屋外広告業登録申請書（第12号様式）に、必要な書類を添えて、県に申請しなければなりません。その際、申請書に「青森県収入証紙」を貼付することにより、登録申請手数料を納付していただきます。

また、登録を申請する際には、営業所ごとに、一定の資格を有する「業務主任者」を選任しておく必要があります。

## 1 登録申請手続等の流れ



## 2 登録申請に必要な書類

登録申請に必要な書類は以下の一覧のとおりです。

申請者が「法人である場合」、「個人である場合」及び「当該個人が未成年者である場合」で、それぞれ書類に違いがあります。

また、複数の営業所を有する屋外広告業者は、本社又は本店が、複数の営業所をまとめて登録することになります。

### (1) 屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類一覧

項目	書類の種類	申請者の区分			様式	備考	
		法人	個人	未成年者			
申請書	屋外広告業登録申請書	○	○	○	12号	青森県収入証紙の貼付(1万円)	
添 付 書 類	誓約書 (申請者)	○	○	○	13号	申請者が条例第30条第1項各号に掲げる登録の拒否事由に該当していないことを誓約する書類	
	履歴事項証明書	○	—	—	—	6ヶ月以内に発行されたものに限る。(コピーは不可)	
	住民票抄本 又はこれに 代わる書類	申請者	—	○	○	—	6ヶ月以内に発行されたものに限る。(コピーは不可) ・法人の場合は、役員全員について必要 ・業務主任者全員について必要 ・「これに代わる書類」とは、外国人登録原票記載事項証明書等をいう。
		法定代理人	—	—	○		
		役員	○	—	—		
業務主任者	○	○	○				
	業務主任者の資格を証する書類の写し	○	○	○	—	屋外広告士(登録試験機関)の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許証、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書	

### (2) 登録申請手数料

登録申請の際には、登録申請手数料として、10,000円分の青森県収入証紙を登録申請書に貼付しなければなりません。

青森県収入証紙は県庁地下売店等で販売しています。

①新規の登録申請手数料 10,000円

②更新の登録申請手数料 10,000円

### 3 業務主任者の選任

#### (1) 業務主任者の要件

営業所ごとに、下記の要件のいずれかに該当する者を業務主任者として選任しなければ、登録を受けることはできません。

なお、下記の要件のほか、従前の届出制の下で、営業所ごとに置くことを義務付けていた屋外広告士（社団法人全日本屋外広告業団体連合会が実施する屋外広告士資格審査・証明事業として行われた試験に合格した者）及び講習会修了者等については、登録制度における業務主任者の資格を有するものとみなします。（従前の「講習会修了者等」は、業務主任者となる資格を有します。登録制移行に際し、改めて資格を取得する必要はありません。）

業務主任者の資格要件	
1	登録試験機関の試験に合格した者 ⇒屋外広告士
2	都道府県、指定都市、中核市の行う講習会の修了者
3	職業能力開発促進法の ・ 準則訓練（公共職業訓練及び認定職業訓練）修了者（広告美術科） ・ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科） ・ 技能検定合格者（広告美術仕上げ）
4	知事が、同等以上の知識を有する者として認定したもの（申請が必要です。（様式第17号）） ・ 営業所において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の責任者として、5年以上の実務経験があること。 ・ 過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反していないこと。

#### 【参 考】

① 「営業所」とは、

広告物の表示等に関し常時請負契約を締結するなど営業の場所的中心となる事務所をいい、単なる作業所、連絡事務所等はこれに該当しません。

② 「営業所ごとに、……、選任」とは、

その業務主任者が、当該営業所の専任であることを要しませんが、屋外広告業者と継続的な雇用関係を有し、通常の勤務時間中はその営業所の業務に随時従事し得るものでなければなりません。

## 4 申請に係る審査等

### (1) 登録の拒否・通知

審査の過程で、登録の拒否事由に該当することが確認された場合には、登録が拒否され、登録をすることができません。

この場合、登録申請者に対し、登録が拒否された旨が、理由を示して通知されます。

#### 【登録の拒否事由】

- ① 登録の取消処分の日から、2年を経過しない者
- ② 法人が登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から2年を経過しないもの
- ③ 営業の停止を命じられ、その期間が経過しない者
- ④ 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 未成年者の法定代理人が、上記①から④のいずれかに該当するもの
- ⑥ 法人の場合で、その役員のうち上記①から④のいずれかに該当するもの
- ⑦ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

### (2) 登録の実施・通知

登録の拒否事由に該当せず、適正な申請がなされた場合には、登録事項、登録年月日、登録番号が屋外広告業者登録簿に記載され、登録されます。

また、登録した旨は、「屋外広告業登録通知書」により、登録申請者に通知されます。屋外広告業登録通知書には、登録番号、登録年月日、登録の有効期間が記載され、登録業者であることの証明書の代わりとなるものですので、大切に保管してください。

## 登録後の義務の履行

登録後は、次の事項について、必ず履行しなければなりません。  
不履行の場合は、罰則の対象となります。

### 1 標識（屋外広告業者登録票）の掲示（条例第36条、規則第19条）

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所（営業所の外からでも見える場所）に、下記の事項を記載した標識「屋外広告業者登録票」（第19号様式）を掲示しなければなりません。

第19号様式に基づき、自ら標識を作成し、掲示してください。

#### 【標識の記載事項】

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 法人の場合は、代表者の氏名
- ③ 登録番号及び登録年月日
- ④ 営業所の名称及び当該営業所の業務主任者の氏名

### 2 帳簿の備付け及び保存（条例第37条、規則第20条）

屋外広告業者は、営業所ごとに、その業務に関することを記載した「帳簿」（第20号様式）を備えなければなりません。

帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後少なくとも5年間営業所ごとに保存しなければなりません。

#### 【帳簿の記載事項】

- ① 注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- ③ 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
- ④ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類、数量及び規模
- ⑤ 請負金額

#### 【留意事項】

- ① 帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成すること。
- ② 確実に記録でき、明確に紙面に表示できる場合は、電子機器やCDROM等による保存でも差し支えありません。

### 3 業務主任者の業務の遂行（条例第 35 条第 2 項）

屋外広告業者は、選任した業務主任者に、次に掲げる業務の総括に関する業務をさせなければなりません。

#### 【業務主任者の業務】

- ① 青森県屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- ② 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示等に係る安全の確保に関すること。
- ③ 営業所に備える帳簿（第 20 号様式）の記載に関すること。
- ④ 以上のほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

### 4 登録事項の変更の届出（条例第 31 条、規則第 15 条）

登録事項に変更があった場合は、その日から 30 日以内に、「屋外広告業登録事項変更届出書」（第 15 号様式）に必要な書類を添えて届け出なければなりません。

#### （1）変更があった場合に、届出が必要な事項（登録事項）

- ① 商号、氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- ② 営業所の名称及び所在地（営業所が増減した場合を含みます。）
- ③ 法人の場合は、その役員の氏名
- ④ 未成年者の場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- ⑤ 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称（営業所が増減した場合を含みます。）

#### （2）変更の届出に必要な添付書類

「屋外広告業登録事項変更届出書」（第 15 号様式）に、次の書類を添えて届出します。

変更があった事項によって、添付書類に違いがあります。

なお、添付書類の内、登記事項証明書及び住民票抄本については、発行後 6 ヶ月以内のものに限ります。

また、コピーは受付できません。

添付書類一覧

変更事項	変更届出者の区分		
	法人	個人	未成年者
① 商号・住所 〔法人の場合〕 名称、主たる事務所の所在地	①履歴事項証明書	①住民票抄本（外国人登録原票記載事項証明等住民票に代わるものを含む。以下同じ。）	
② 営業所の名称・所在地 〔商業登記の変更を必要とする場合のみ〕	①履歴事項証明書	—	
③〔法人の場合〕 代表者・役員の氏名	①履歴事項証明書 ②当該役員の住民票抄本 ③誓約書（第13号様式） ※代表者が変更の場合	—	
④〔未成年者の場合〕 法定代理人の氏名・住所	—	—	①法定代理人の住民票抄本 ②誓約書（第13号様式）
⑤ 業務主任者の氏名・所属営業所の名称	①当該業務主任者の住民票抄本 ②業務主任者の資格を証する書類（講習会修了証書等）		

## 5 廃業等の届出（条例第32条、規則第16条）

登録を受けた後に、次のいずれかに該当することとなった場合は、30日以内に「屋外広告業廃業等届出書」（第16号様式）により、届け出なければなりません。  
 なお、下記のとおり、廃業等の内容に応じ、その対応する届出義務者が届出をしなければなりません。

廃業等の内容	届出義務者
① 個人が死亡した場合	その相続人
② 法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤ 青森県内における屋外広告業を廃止した場合	【個人の場合】 屋外広告業者であった個人 【法人の場合】 屋外広告業者であった法人を代表する役員

# 申請書類等の記入要領及び記入例

## 記入要領

### 1 屋外広告業登録申請書（第12号様式）

登録申請書は、控えを取っておくことをお勧めします。

(1) 「青森県収入証紙ちょう付」欄

1万円分の県証紙を貼ってください。ただし、消印はしないでください。

県証紙は、県庁地下の売店等で販売しています。

県証紙を申請書に貼ることにより、登録申請手数料を納付したことになります。

(2) 「申請者」

① 申請者が法人の場合

主たる事務所（本社、本店等）の所在地、法人の名称、代表者の役職名及び氏名、電話番号を記入し、会社印と代表者の印の両方を押してください。

② 申請者が個人の場合

申請者本人の住所、氏名及び電話番号を記入し、印を押してください。

なお、「住所」は、個人の住民票上の住所を記入してください。営業所の所在地ではありません。印鑑は個人の印になります。

(3) 「区分」の欄

新規か更新か、いずれか該当するものを○で囲んでください。

(4) 「登録番号」「登録年月日」欄

新規申請の場合、何も記入しないでください。

更新申請の場合、更新前の登録番号と登録年月日を記入してください。

(5) 「1 商号（名称）」欄

個人の申請者の場合は商号、法人の場合は法人の名称を記入してください。

(6) 「2 氏名」欄

個人の場合は、個人の氏名、法人の場合は代表者の氏名をご記入ください。

(7) 「3 住所」欄

① 申請者が法人の場合

主たる事務所（本社、本店等）の所在地を記入してください。

② 申請者が個人の場合

申請者本人の住民票上の住所を記入してください。営業所の所在地ではありません。

(8) 「4 青森県の区域内において営業を行う営業所」欄

営業所の名称（個人の場合は商号）、所在地（郵便番号、電話番号も併せて記入願います。）を記入してください。青森県内で営業する全ての営業所を記入してください。

(9) 「5 業務主任者」欄

業務主任者の氏名と、当該業務主任が所属する営業所の名称を記入してください。業務主任者は、営業所ごとに選任しなければならないことから、「所属営業所の名称」欄には、前記（8）で記載した全ての営業所の名称が、記載されることとなります。

なお、「資格区分の欄」は、下記の条例第35条第1項各号のいずれかに応じ、該当するものを○で囲んでください。

**【資格区分】**

- (1) ・ ・ 第1号 登録試験機関が実施する広告物の表示等に関する試験の合格者
- (2) ・ ・ 第2号 都道府県、指定都市、中核市が実施する講習会の修了者
- (3) ・ ・ 第3号 職業能力開発促進法の準則訓練（公共職業訓練及び認定職業訓練）修了者（広告美術科）、職業訓練指導員免許所持者（広告美術科）、技能検定合格者（広告美術仕上げ）
- (4) ・ ・ 第4号 知事が同等以上の知識を有する者として認定した者

(10) 「6 役員」欄（法人の場合）

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者に該当する役員全員の職、氏名を記入し、氏名にはフリガナをふってください。

役員とは、次に掲げる者が、該当します。

- ①業務を執行する社員・・・合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員
- ②取締役・・・・・・・・・・有限会社、株式会社等の取締役
- ③執行役・・・・・・・・・・株式会社の執行役
- ④これらに準ずる者・・・法人格のある各種の組合等の理事等

※監査役は、役員に含まれません。

(11) 「7 法定代理人」欄（登録申請者が未成年者である場合）

法定代理人の氏名、住所、郵便番号、電話番号を記入ください。

(12) 「8 他の地方公共団体における登録」欄

他の地方公共団体（都道府県、政令市、中核市）に登録している場合は、その地方公共団体の名称を全て記入してください。それぞれの登録番号、登録年月日も併せて記入してください。

## 2 誓約書（第13号様式）

【法人の場合】は申請者である代表者が、自身を含めた全ての役員について、

【個人の場合】は申請者本人が、

「登録拒否事由に該当していない」ことを誓約するものです。

(1) 「年月日」

申請書を提出する年月日を記入してください。

(2) 「氏名、住所」

【法人の場合】は、主たる事務所（本社、本店等）の所在地、名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、代表者の印を押してください。

【個人の場合】は、住所、氏名を記入し、個人の印を押してください。  
なお、記名押印に代えて、署名することができます。

### 3 屋外広告業登録事項変更届出書（第15号様式）

- (1) 「申請者」欄、「商号」欄、「氏名」欄、「住所」欄  
1の「屋外広告業登録申請書」の記載方法に準じてください。
- (2) 「登録番号」欄、「登録年月日」欄  
登録後に交付された「屋外広告業登録通知書」に記載されているとおり、記入してください。
- (3) 「変更事項」欄  
変更があった事項を漏れなく記入してください。（P11参照）
- (4) 「変更内容」欄  
変更前、変更後で、変更部分がわかるように対比して記入してください。
- (5) 「変更年月日」欄  
変更があった日を記入してください。

### 4 屋外広告業廃業等届出書（第16号様式）

- (1) 「申請者」欄  
廃業等の理由に応じ、定められた届出者のものを記入してください。  
（P12 5 廃業等の届出参照）
- (2) 「商号」欄、「氏名」欄、「住所」欄  
1の「屋外広告業登録申請書」の記載方法に準じてください。
- (3) 「登録番号」欄、「登録年月日」欄  
登録後に交付された「屋外広告業登録通知書」に記載されているとおり、記入してください。
- (4) 「廃業等の年月日」欄  
廃業等の年月日を記入してください。
- (5) 「廃業等の内容」欄  
該当するものを○印で囲んでください。
- (6) 「屋外広告業者と届出者との関係」欄  
該当するものを○印で囲んでください。

# 記入例

## 【記入例1 屋外広告業登録（更新登録）申請書】（法人の場合）

第12号様式（第13条関係）

屋外広告業登録（更新登録）申請書

1万円分の県証紙を貼ってください。

青森県収入証紙ちよう付欄  
(消印禁止)

会社印と代表者印の両方を押してください。

平成18年 5月10日

青森県知事 殿

申請者 住所 青森市長島一丁目1番1号  
氏名 株式会社 県庁看板工房  
代表取締役社長 県都 五郎  
(電話番号) 017-722-1111

社印

代表者印

新規登録の場合は、記入しないでください。

青森県屋外広告物条例第2条第1項（第27条第3項）の規定による登録を受けたいので、次のとおり申請します。

区分	新規	更新	※ 登録番号	青森県知事	第	号
			※ 登録年月日		年	月 日
1	商号（名称）		(フリガナ) ケンチョウカンバンコウボウ 株式会社 県庁看板工房			
2	氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)		(フリガナ) ケント ゴロウ 代表取締役社長 県都 五郎			
3	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 (電話番号) 017-722-1111			
4	青森県の区域内において営業を行う営業所		名 称	所 在 地	電 話 番 号	
			県庁看板工房本店	〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号	017-722-1111	
			弘前支店	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4	0172-32-1131	
			八戸支店	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5111	
			秋田支店	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1	018-860-1111	
			〒	-		

県内に営業所があるかどうかを問いません。

5 業務主任者	氏名	所属営業所の名称		資格区分
	県都 次郎	県庁看板工房本店		(1)(2)(3)(4)
	津軽 林 倫	県庁看板工房弘前支店		○(1)(2)(3)(4)
	南部 千平	県庁看板工房八戸支店		(1)(2)(3)(4)
	小町 米子	県庁看板工房秋田支店		(1)○(2)(3)(4)
				(1)(2)(3)(4)
6 役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役員は)	職名	氏名	職名	氏名
	代表取締役	(フリガナ) ケント ゴロウ 県都 五郎		(フリガナ) 名 ○
	取締役	(フリガナ) イワキ ヤマオ 岩木 山夫		(フリガナ) ○
	取締役	(フリガナ) オオマ ツリオ 大間 釣雄		(フリガナ) ○
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
7 法定代理人	氏名	(フリガナ)		
	住所	〒 (電話番号) - -		
8 他の地方公共団体における登録	地方公共団体の名称	登録番号	登録年月日	
	東京都	第100号	平成17年10月25日	
	秋田県	第23号	平成17年11月20日	
	宮城県	第50号	平成18年3月25日	
	仙台市	第20号	平成18年3月26日	
			年 月 日	

前記4に出てくる営業所が、全て記載されます。

監査役は含まれません。

実際には、県等により、様々な番号の付し方があります。

注1 該当する事項を○で囲むこと。

2 ※印の欄には、新規登録申請の場合は、記入しないこと。

3 資格区分の欄は、業務主任者が該当する青森県屋外広告物条例第35条第1項各号のいずれかに応じ、該当する番号を○で囲むこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

【記入例2 屋外広告業登録（更新登録）申請書】（個人の場合）

第12号様式（第13条関係）

屋外広告業登録（更新登録）申請書

1万円分の県証紙を貼ってください。

青森県収入証紙ちよう付欄  
(消印禁止)

個人の住民票上の住所です。  
営業所の住所ではありません。

平成18年 5月10日

私印を押してください。

青森県知事 殿

申請者 住所 **青森市新町二丁目4番30号**  
氏名 **青森 太郎**  
(電話番号) **017-734-9683**

青森

新規登録の場合は、記入しないでください。

青森県屋外広告物条例第27条第1項（第27条第3項）の規定による登録を受けたいので、次のとおり申請します。

区分	新規	更新	※ 登録番号	青森県知事	第	号
			※ 登録年月日		年	月 日
1	商号（名称）		(フリガナ) <b>アオモリネオンカンパン</b> <b>青森ネオン看板</b>			
2	氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)		(フリガナ) <b>アオモリ タロウ</b> <b>青森太郎</b>			
3	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		〒 <b>030-0801</b> <b>青森市新町二丁目4番30号</b> (電話番号) <b>017-734-9683</b>			
4	青森県の区域内において営業を行う営業所		名称	所在地	電話番号	
			<b>青森ネオン看板</b>	〒 <b>030-0943</b> <b>青森市大字幸畑字唐崎76-4</b>	<b>017-728-0200</b>	
					-- --	
					-- --	
					-- --	

自宅と営業所が、違う場合があります。同じ場合は、住所と同じになります。

5 業務主任者	氏名	所属営業所の名称		資格区分
	青森 太郎	青森ネオン看板		(1)(2)(3)(4)
				(1) <u>2</u> (3)(4)
				(1)(2)(3)(4)
				(1)(2)(3)(4)
				(1)(2)(3)(4)
6 役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)	職名	氏名	職名	氏名
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
7 法定代理人	氏名	(フリガナ)		
	住所	〒 (電話番号) — —		
8 他の地方公共団体における登録	地方公共団体の名称	登録番号	登録年月日	
	秋田県	第20号	平成18年2月2日	
	秋田市	第26号	平成18年2月10日	
			年 月 日	
			年 月 日	
		年 月 日		

注1 該当する事項を○で囲むこと。

2 ※印の欄には、新規登録申請の場合は、記入しないこと。

3 資格区分の欄は、業務主任者が該当する青森県屋外広告物条例第35条第1項各号のいずれかに応じ、該当する番号を○で囲むこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

実際には、県等により、様々な番号の付し方があります。

【記入例3 屋外広告業登録事項変更届出書】(法人の場合)

第15号様式(第15条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

青森県知事 殿

平成18年 5月10日

会社印と代表者印の両方を押してください。

申請者 住所 青森市長島一丁目1番1号  
 氏名 株式会社 県庁看板工房  
 代表取締役社長 県都 五郎  
 (電話番号) 017-722-1111

社印

代表者印

登録事項に変更があつたので、青森県屋外広告物条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	青森県知事 第 号	登録年月日	年 月 日
商号 (名称)	(フリガナ) ケンチョウカンバンコウボウ 株式会社 県庁看板工房		
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	(フリガナ) ケント ゴロウ 代表取締役社長 県都 五郎		
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 (電話番号) 017-722-1111		
変更事項	変更内容		変更年月日
	変更前	変更後	
代表者の変更	イワキ ヤマオ 岩木 山夫	ケント ゴロウ 県都 五郎	平成18年4月5日
役員の変更 (辞任)	ハチノヘ シロウ 八戸 四朗	-	平成18年4月5日
役員の変更 (就任)	-	ハッコウダ ミネオ 八甲田 峰雄	平成18年4月5日

変更後、30日以内の届出が必要です。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

【記入例 4 屋外広告業登録事項変更届出書】(個人の場合)

第15号様式 (第15条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

青森県知事 殿

個人の住民票上の住所です。  
営業所の住所ではありません。

平成18年 5月10日

私印を押してください。

申請者 住所 **青森市新町二丁目4番30号**  
氏名 **青森 太郎**  
(電話番号) **017-734-9683**

青森

登録事項に変更があつたので、青森県屋外広告物条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	青森県知事 第 号	登録年月日	年 月 日
商号 (名称)	(フリガナ) <b>アオモリネオンカンバン</b> <b>青森ネオン看板</b>		
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	(フリガナ) <b>アオモリ タロウ</b> <b>青森太郎</b>		
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 <b>030-0801</b> <b>青森市新町二丁目4番30号</b> (電話番号) <b>017-734-9683</b>		
変更事項	変更内容		変更年月日
	変更前	変更後	
商号の変更  営業所の所在地の変更	<b>アオモリネオンカンバン</b> <b>青森ネオン看板</b>  〒 <b>030-0943</b> <b>青森市大字幸畑字唐崎76-4</b>	<b>アオイモリネオンサイン</b> <b>青い森ネオンサイン</b>  〒 <b>030-8540</b> <b>青森市新町二丁目3番1号</b>	<b>平成18年4月25日</b>

変更後、30日以内の届出が必要です。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

# 屋外広告業登録に係る 様式集

屋外広告業登録申請書（第12号様式）

誓約書（第13号様式）

屋外広告業登録事項変更届出書（第15号様式）

屋外広告業廃業等届出書（第16号様式）

屋外広告業務主任者資格認定申請書（第17号様式）

屋外広告業者登録票（第19号様式）

帳簿（第20号様式）

※ 必要に応じ、コピーして利用してください。

県都市計画課ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/toshikei/>)  
からダウンロードすることもできます。

第12号様式（第13条関係）

屋外広告業登録（更新登録）申請書

青森県収入証紙ちよう付欄  
(消 印 禁 止)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
（電話番号）

青森県屋外広告物条例第27条第1項（第27条第3項）の規定による登録を受けたいので、次のとおり申請します。

区分	新規 更新	※登録番号	青森県知事 第 号		
		※登録年月日	年 月 日		
1	商号（名称）	(フリガナ)			
2	氏 名 （法人にあつては、代表者の氏名）	(フリガナ)			
3	住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒  (電話番号)      —      —			
4	青森県の区域内において営業を行う営業所	名 称	所 在 地		電話番号
			〒		— —
			〒		— —
			〒		— —
			〒		— —

5 業務主任者	氏 名	所 属 営 業 所 の 名 称		資格区分
				(1)(2)(3)(4)
				(1)(2)(3)(4)
				(1)(2)(3)(4)
				(1)(2)(3)(4)
6 役 員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)	職 名	氏 名	職 名	氏 名
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
7 法定代理人	氏 名	(フリガナ)		
	住 所	〒 (電話番号) - -		
8 他の地方公共団体における登録	地方公共団体の名称	登 録 番 号	登 録 年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

注1 該当する事項を○で囲むこと。

2 ※印の欄には、新規登録申請の場合は、記入しないこと。

3 資格区分の欄は、業務主任者が該当する青森県屋外広告物条例第35条第1項各号のいずれかに応じ、該当する番号を○で囲むこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第13号様式（第13条関係）

誓 約 書

青森県屋外広告物条例第30条第1項各号に該当しないことを誓約します。

年 月 日

青森県知事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）<sup>㊦</sup>

注1 記名押印に代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 （電話番号）

登録事項に変更があつたので、青森県屋外広告物条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	青森県知事 第 号	登録年月日	年 月 日
商号 (名称)	(フリガナ)		
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	(フリガナ)		
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒  (電話番号) — —		
変更事項	変更内容		変更年月日
	変更前	変更後	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所  
氏名  
(電話番号)

屋外広告業者に廃業等があつたので、青森県屋外広告物条例第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	青森県知事 第 号	登録年月日	年 月 日
商号 (名称)	(フリガナ)		
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	(フリガナ)		
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号) — —		
廃業等の年月日	年 月 日		
廃業等の内容	屋外広告業者と届出者との関係		
1 死亡	1 相続人		
2 合併による消滅	2 法人を代表する役員であつた者		
3 破産手続開始の決定による解散	3 破産管財人		
4 2及び3以外の理由による解散	4 清算人		
5 屋外広告業の廃止	5 本人（法人を代表する役員）		

注1 該当する事項を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第17号様式（第18条関係）

屋外広告業務主任者資格認定申請書

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
生年月日

青森県屋外広告物条例第35条第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして認定を受けたいので、青森県屋外広告物条例施行規則第18条第2項の規定により、申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第19号様式（第19条関係）

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商 号 ( 名 称 )	
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)	
登 録 番 号	青森県知事 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
この営業所の業務主任者の氏名	

35  
センチメートル以上

← 40 センチメートル以上 →

第20号様式（第20条関係）

		番 号	
注 文 者	氏 名 又 名 は 称		
	住 所	(電話番号) — —	
広告物等の 表示又は設 置の場所及 び年月日	場 所		
	年 月 日	年 月 日	
広告物等の 名称又は種 類、数量及 び規模	名 称 又 種 は 類	数 量	m <sup>2</sup> 、枚、個、張、基
	規 模	(たて) (よこ) (面数) (合計面積)	
		m × m × = m <sup>2</sup>	
請 負 金 額			

**青森県屋外広告物条例**  
**青森県屋外広告物条例施行規則**

**(業登録関係部分抜粋)**

青森県屋外広告物条例	青森県屋外広告物条例施行規則
<p style="text-align: center;"><b>第三章 屋外広告業</b> (屋外広告業の登録)</p> <p><b>第二十七条</b> 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、五年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(登録の申請)</p> <p><b>第二十八条</b> 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 営業所の名称及び所在地</p> <p>三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名</p> <p>四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>五 営業所ごとに選任される第三十五条第一項に規定する業務主任者の氏名</p> <p>2 前項の申請書には、登録申請者が第三十条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(屋外広告業登録申請書等)</p> <p><b>第十三条</b> 条例第二十八条第一項の規定による屋外広告業登録(更新登録)申請書の様式は、第十二号様式による。</p> <p>2 条例第二十八条第二項の規定による誓約書の様式は、第十三号様式による。</p> <p>3 条例第二十八条第二項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 登録申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面(登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面)</p> <p>二 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面</p> <p>三 業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及びその者が条例第三十五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類</p>



青森県屋外広告物条例	青森県屋外広告物条例施行規則
<p>2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 第二十九条第二項の規定は、前項の規定による登録について準用する。</p> <p>(廃業等の届出等)</p> <p><b>第三十二条</b> 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡した場合 その相続人</p> <p>二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者</p> <p>三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>五 県内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員</p> <p>2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。</p>	<p>一 条例第二十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があつた場合 住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）</p> <p>二 条例第二十八条第一項第二号に掲げる事項に変更があつた場合（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書</p> <p>三 条例第二十八条第一項第三号に掲げる事項に変更があつた場合 登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面並びに新たに役員となつた者がある場合にあつては、同条第二項に規定する誓約書</p> <p>四 条例第二十八条第一項第四号に掲げる事項に変更があつた場合 第十三条第三項第二号に掲げる書類及び新たにその法定代理人となつた者がある場合にあつては、条例第二十八条第二項に規定する誓約書</p> <p>五 条例第二十八条第一項第五号に掲げる事項に変更があつた場合（新たな業務主任者を選任することとなつた場合に限る。） 第十三条第三項第三号に掲げる書類</p> <p>(屋外広告業廃業等届出書の様式)</p> <p><b>第十六条</b> 条例第三十二条第一項の規定による屋外広告業廃業等届出書の様式は、第十六号様式による。</p>



青森県屋外広告物条例	青森県屋外広告物条例施行規則
<p>2 屋外広告業者は、前項に規定する業務主任者に次に掲げる業務の総括に関する業務を行わせなければならない。</p> <p>一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に関すること。</p> <p>二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。</p> <p>三 第三十七条に規定する帳簿の記載に関すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、営業所における業務の適正な実施の確保に関すること。</p> <p>(標識の掲示)</p> <p><b>第三十六条</b> 屋外広告業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p><b>第三十七条</b> 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>一 営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する責任者として、申請の日において五年以上の実務経験を有すること。</p> <p>二 申請の日前五年間に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令に違反したことがないこと。</p> <p>2 前項の規定により申請をしようとする者は、屋外広告業務主任者資格認定申請書（第十七号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>一 実務経験に関する職歴を記載した書面</p> <p>二 前項第一号の要件を備えた者であることを証する書面</p> <p>三 前項第二号の要件を備えていることを誓約する書面</p> <p>3 知事は、条例第三十五条第一項第四号の規定により認定したときは、屋外広告業務主任者資格認定書（第十八号様式）を交付するものとする。</p> <p>(屋外広告業者登録票)</p> <p><b>第十九条</b> 条例第三十六条の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録年月日</p> <p>三 営業所の名称</p> <p>四 業務主任者の氏名</p> <p>2 条例第三十六条の規定による屋外広告業者登録票の様式は、第十九号様式による。</p> <p>(屋外広告業に関する帳簿)</p> <p><b>第二十条</b> 条例第三十七条の屋外広告業者の業務に関する事項で規則で定めるものは、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに、次のとおりとする。</p> <p>一 注文者の氏名又は名称及び住所</p>

青森県屋外広告物条例	青森県屋外広告物条例施行規則
<p>(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p><b>第三十八条</b> 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p><b>第三十九条</b> 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 不正の手段により第二十七条第一項又は第三項の登録を受けたとき。</p> <p>二 第三十条第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>三 第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>四 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。</p> <p>2 第三十条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p>	<p>二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所</p> <p>三 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日</p> <p>四 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類、数量及び規模</p> <p>五 請負金額</p> <p>2 条例第三十七条の帳簿の様式は、第二十号様式による。</p> <p>3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>4 第二項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。</p> <p>5 第二項の帳簿は、各事業年度（事業年度の定めのない場合にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。）の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間、営業所ごとに保存しなければならない。</p>

青森県屋外広告物条例	青森県屋外広告物条例施行規則
<p>(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)</p> <p><b>第四十条</b> 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 雑則</b> (報告及び検査)</p> <p><b>第四十二条</b> 知事は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、若しくはこれらを管理する者に対し、報告をさせ、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物内に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、屋外広告業者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第四十三条</b> 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>一 第二十七条第一項の規定による屋外広告業の登録を受けようとする者</p> <p style="padding-left: 40px;">屋外広告業登録申請手数料 一万円</p> <p>二 第二十七条第三項の規定による屋外広告業の更新の登録を受けようとする者</p> <p style="padding-left: 40px;">屋外広告業更新登録申請手数料 一万円</p> <p>三 第四十一条第一項の規定による講習を受けようとする者</p> <p style="padding-left: 40px;">屋外広告講習受講手数料 四千元</p> <p>2 前項の手数料の納入は、青森県収入証紙をもつてしなければならない。</p>	<p><b>【第17条参照】</b></p> <p>(屋外広告業者監督処分簿の記載事項)</p> <p><b>第二十一条</b> 条例第四十条第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 処分を受けた屋外広告業者の登録番号並びに営業所の名称及び所在地</p> <p>三 処分の根拠となる条例の規定</p> <p>四 処分の原因となつた事実</p> <p>五 その他参考となる事項</p> <p>(身分証明書)</p> <p><b>第二十五条</b> 条例第四十二条第二項の規定による立入検査に係る同条第三項の身分を示す証明書の様式は、第二十三号様式による。</p>

青森県屋外広告物条例	青森県屋外広告物条例施行規則
<p><b>第五章 罰則</b></p> <p><b>第四十六条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第二十七条第一項又は第三項の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者</li> <li>二 不正の手段により第二十七条第一項又は第三項の登録を受けた者</li> <li>三 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者</li> </ul> <p><b>第四十七条</b> 第十九条第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第四十八条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第四条から第六条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者</li> <li>二 第十一条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者</li> <li>三 第十八条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者</li> <li>四 第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>五 第三十五条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者</li> </ul> <p><b>第四十九条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</li> <li>二 第四十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</li> </ul> <p><b>第五十条</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p><b>第五十一条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第三十二条第一項の規定による届出を怠つた者</li> <li>二 第三十六条の規定による標識を掲げない者</li> <li>三 第三十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</li> </ul>	